

後志広域連合ケアマネジメントに関する基本方針

1 基本方針策定の趣旨

住民が住み慣れた地域において、

「尊厳の保持」「自立した日常生活支援」「重度化の防止」等を目的とした保健・医療・福祉サービスを受けられるように

広域連合・関係町村・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等の関係者が、ケアマネジメントの質を向上させることで、より良い介護保険制度の運営を目指すため、この「後志広域連合ケアマネジメントに関する基本方針」を定めます。

2 介護保険法の基本理念

介護保険法では「尊厳保持」「自立支援」を基本理念としています。(法第1条)

疾病等により介護等が必要な状態となった被保険者に対して、尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要なサービスを行い、保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています。

また、保険給付は「被保険者の選択」に基づく「総合的かつ効率的なサービス提供」が行われなければなりません。(法第2条)

・要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように、医療との連携に十分配慮して行われなければなりません(法第2条第2項)。

・心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければなりません(法第2条第3項)。

・保険給付の内容及び水準は、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければなりません(法第2条第4項)。

3 ケアマネジメントに関する基本方針

(1) 自立した日常生活の支援

ケアマネジメントは、要介護状態となっても、その被保険者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければなりません。

「自立した生活」とは、住み慣れた居宅・地域の中において、自分で選択し決定することが当たり前に行える生活のことです。そのため、単に、介護サービスを不要にするのではなく、個別のニーズに合わせた介護予防に資するサービスの提供、地域資源の有効活用などで、在宅生活の限界点を高めるといった生活の質の向上を目指した支援をする必要があります。

(2) 総合的・効率的なサービス提供の配慮

ケアマネジメントは、利用者の状況や環境等に応じて、限られた資源の中でも適切な保健・医療・福祉サービスが総合的・効率的に、被保険者の選択で提供されるよう配慮する必要があります。

「被保険者の選択」とは、被保険者が今ある機能を維持し、重度化を防止するために必要な情報を得た上での選択を意味します。必ずしも、被保険者の希望をすべて受け入れることではありません。

そのため、被保険者やその家族の希望が実際の状態と乖離した意向があり、自立を阻害する可能性がある場合には、専門的な知見から丁寧な説明が必要となる場合があります。

また、地域の多種多様な最新情報を幅広く収集し、医療・保険・福祉サービスや支援を組み合わせることで、より効率的な支援を提案することが重要です。

(3) 尊厳の保持、公正中立の視点

保険医療サービス及び福祉サービスは、被保険者の意思及び人格を最大限尊重して提供されなければならないことはいうまでもありません。そのうえで、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者が正しい判断・選択ができるように情報提供や心理的サポートを行い、被保険者が自らのために適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に利用することができるように支援する必要があります。

また、被保険者に提供されるサービスは、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行わなければなりません。

さらに、複数の被保険者に対して、サービス等に過不足なく、必要性に応じた対応を公正に行う視点も重要です。

(4) 関係機関との連携、多職種との協働

ケアマネジメントの提供にあたっては、広域連合及び町村、地域包括支援センター、サービス提供事業者、住民による自主的な活動等、地域における様々な取組を行う者などとの連携に努める必要があります。

また、被保険者の自立支援を実現していくためには、介護支援専門員の力だけではなく、サービス事業者や医療関係者等高齢者の支援に関わる様々な職種の連携・協働が必要となります。

さらに、専門職の意思統一を図り、お互いの専門性を理解した上で協働する意識を持つこと（チームアプローチ（多職種協働））で、被保険者の効率的な支援に繋げることが重要です。